

○川根本町地区コミュニティ施設維持修繕事業費補助金交付要綱

平成21年4月1日

告示第78号

第1 趣旨

町長は、地区自治会活動の推進を図るため、地区コミュニティ施設の維持修繕事業を実施する事業対象自治会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、川根本町補助金等交付規則(平成17年川根本町規則第39号)及びこの告示の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この告示において「地区コミュニティ施設」とは、自治会のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を持つ別表第1の地区集会所をいう。
- (2) この告示において「維持修繕事業」とは、事業費が10万円以上の修繕をいう。
- (3) この告示において、「事業対象自治会」とは、地区コミュニティ施設を有する旧本川根町区域の自治会をいう。

第3 補助の対象及び補助率(額)

別表第2のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書(様式第1号)
 - イ 事業計画書(様式第2号)
 - ウ 事業費財源調書(様式第3号)
 - エ 事業費内訳書(様式第4号)
 - オ 資金状況調べ(様式第5号)
 - カ 実施設計書

- (2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)使用とする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、町長の承認を受けないで、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (5) 補助事業に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 事業計画変更承認申請書(様式第6号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更事業費財源調書(様式第3号)
- エ 変更事業費内訳書(様式第4号)
- オ その他参考となる書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第7号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 実績事業費財源調書(様式第3号)
- エ 実績事業費内訳書(様式第4号)
- オ 出来高設計書

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書(様式第8号)

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書(様式第8号)
- イ 資金状況調べ(様式第5号)

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、平成23年度分までの補助金に適用する。

附 則(平成23年3月2日告示第9号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第2(第3条関係)その1に、地区コミュニティ施設耐震補強事業の部を加える改正規定は、平成24年度分までの補助金に適用する。

附 則(平成23年8月22日告示第46号)

改正 平成24年3月30日告示第75号

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成24年度から平成26年度までの分の補助金に適用する。

2 この告示の施行前に、改正前の規定により町長に対してなされた申請その他の手続は、それぞれこの告示の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

附 則(平成24年3月30日告示第75号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、改正前の規定により町長に対してなされた申請その他の手続は、なお従前の例による。

別表第1(第2関係)

地区コミュニティ施設の名称	
奥泉地区集会所、平田集会所、八木公会堂、大谷地区集会所、沢間公会堂、池の谷地区集会所、桑野山会館、平栗多目的集会所、寺馬区会館、千頭西区会館、千頭東区会館、小長井公民館、上岸地区集会所、前山区会館、田代区会館、柳三集会所、崎平地区集会所、青部地区集会所、坂京地区集会所	

別表第2(第3関係)その1

補助の対象		補助率(額)
事業	経費	
地区コミュニティ施設 維持修繕事業(別表第2の経費は除く)	維持修繕の事業費が10万円以上で150万円未満のもの(いずれも税込み価格)	当該事業に要する経費の2分の1以内
	維持修繕の事業費が150万円以上のもの(税込み価格)	当該事業に要する経費の3分の2以内
	消防法及び関係法令に基づく消防用設備の交換・修繕(警報設備、避難設備、消火設備)	

別表第2(第3関係)その2

補助対象外経費
小規模な修繕 窓ガラスの交換 暗幕・カーテン・ブラインド・網の交換又は修繕 戸・襖・障子・ドアの修繕 電灯器具の設置・修繕 個室用エアコンの新設・修繕 台所、便所等の給排水施設の修繕 ガス管の取替え修繕 契約電力量変更に伴う工事 設置家具の修繕 雨どいの修繕 換気扇の修繕 害虫駆除処理作業委託料 給排水管内の洗浄及び修繕 台所関係(備品関係含む)の修繕